

# 未成年後見人選任の申立てをされる方へ

大阪家庭裁判所

## 1 未成年後見人とは

### (1) 選任について

親権者が死亡したり所在が分からなくなったりして、未成年者に対し親権を行う者がいなくなった場合に、家庭裁判所は、申立てに基づいて未成年後見人を選任します。

なお、家庭裁判所は、関係者等からの情報を踏まえて最も適任と考える方を未成年後見人に選任しますので、**必ずしも申立書で候補者とした方が選任されるとは限りません。必要に応じて、第三者専門職（弁護士等）が未成年後見人や未成年後見監督人に選任されたり、後見制度支援信託又は後見制度支援預金を活用したりすることがあります。**

### (2) 未成年後見人の仕事

未成年後見人は、未成年者の法定代理人として、未成年者が成年に達するか、養子縁組や婚姻をするまでの間、未成年者の監護養育、財産管理及び契約等の法律行為を行います。

また、**未成年後見人は、家庭裁判所による後見監督を受ける必要があり、定期的に未成年者の生活状況及び財産状況等を家庭裁判所に報告しなければなりません。**

詳しくは、「未成年後見人の仕事と責任」をお読みください。

## 2 申立てができる人

未成年者（意思能力があることが必要です。）、未成年者の親族、その他の利害関係人

## 3 申立先（管轄）

未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所に申立てを行う必要があります。

**未成年者の住所地とは、未成年者の生活の本拠がある場所をいい、未成年者の住民票上の住所と異なる場合は、生活の本拠がある場所が未成年者の住所地になります。**

大阪府下の管轄については、別紙「管内支部所在地一覧」をご覧ください。

## 4 申立てに必要な書類等

別紙「未成年後見人選任・申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）」を確認してください。

## 5 取下げの制限

未成年後見人選任の申立てを取り下げるには、**家庭裁判所の許可が必要**です。

## 一般的な手続（審理）の流れ



- 制度や手続についてご説明し、申立てに必要な書式や参考となる説明書等をお渡しします。
- 提出された書類を点検し、受け付けます。
- 家裁調査官が、申立人等から、申立ての事情等についてお話をうかがいます（未成年者が15歳以上の場合には、未成年者の意向も聴取する必要があります。）。
- 未成年者の生活状況を確認するために、家庭訪問を行うこともあります。
- 調査の日時については、担当の家裁調査官から連絡があります。
- 提出書類や調査の結果等を裁判官が審理します。
- 必要な資料が全て提出され、特別に複雑な事情がなければ、申立てから1～3か月程度で審判が出されます。
- 未成年後見人に選任された方が、審判書謄本を受領した時点で、審判の効力が発生します。
- 未成年後見人に選任された方は、選任後1か月以内に未成年者の財産状況を調査し、財産目録・収支予定表及び通帳の写し等の裏付け資料を家庭裁判所に提出してください。
- 定期的（年1回）に未成年後見事務報告書（財産目録等）を提出してください。その他、必要に応じて、随時、報告を求めることがありますので、適切な身上監護及び財産管理に努めてください。
- 未成年者が成人に達するなどして未成年後見が終了した場合は、2か月以内に管理財産を未成年者に引き継ぐとともに、家庭裁判所に報告をしてください。

## 未成年後見人の仕事と責任

未成年後見人（以下、「後見人」といいます。）の仕事は、主に以下の二つです。

### ● 身上監護

後見人は、未成年者が健康に育ち、一人前の社会人になれるよう、監護・教育に努める必要があります。

### ● 財産管理

後見人は、自分の財産を管理する以上の注意を払って、未成年者の財産を適切に管理する責任と義務があります。

### 【留意事項】

#### 1 あくまで「未成年者本人の財産」として管理

- (1) 未成年者の財産を、後見人や他人の財産と混同してはいけません。未成年者の財産は、未成年者名義の口座か、後見人として管理していることを明記した口座で管理する必要があります。
- (2) 未成年者の財産は、未成年者自身の生活費や後見事務に関する費用（コピー代や交通費など）など、**未成年者に関することにのみ使用できます。親族や他人への贈与・貸付は、慶弔費など、常識的な範囲内で相当と認められる場合を除き、原則として認められません。**
- (3) 後見人が後見事務についての報酬を受け取るには、家庭裁判所に許可申立の上、審判を得る必要があります。未成年者の財産から勝手に受け取ることはできません。

#### 2 未成年者の財産は、安全確実に管理

元本が保証されない金融商品への投資など、**投機的な運用は認められません。**

#### 3 遺産分割においては、法定相続分を確保

ただし、相続財産がマイナスになる場合には、相続放棄をすることができます。

**後見人と未成年者がともに相続人になる場合には、法律上、利害が対立することになるため、原則、特別代理人の選任の申立てが必要**です。

## 4 後見人の任期

後見人の仕事は、未成年者が成年に達したり、養子縁組によって親権者が決まったりするなど、後見が終了するまで続きます。

**遺産分割や保険金の受領など、申立てのきっかけとなった当初の目的を果たせば終わりになるわけではありません。**

## 5 家庭裁判所への報告

### (1) 初回報告

後見人は、選任後1か月以内に、財産目録、収支予定表及び裏付け資料（通帳の写しなど）を家庭裁判所に提出しなければなりません。

### (2) 定期報告

後見人は、原則年1回、未成年後見事務報告書、財産目録及び裏付け資料を家庭裁判所に提出し、チェックを受ける必要があります。

### (3) 終了報告

後見が終了したときは、2か月以内に管理財産を計算して未成年者や親権者に引き継ぐとともに、家庭裁判所に報告する必要があります。

### (4) その他の報告

定期報告以外にも、家庭裁判所は、必要に応じて、随時、報告を求めることがあります。

また、転居や保険金の受領等、未成年者の生活状況や財産状況に変動があった場合には、速やかに家庭裁判所に報告する必要があります。

## 6 後見人の責任

後見人に不正や不適切な行為があるときは、**家庭裁判所は、後見人を解任することがあります。**

不正や不適切な行為とは、例えば、次のような行為をいいます。

- × 未成年者の財産を後見人の生活費として使う。
- × 未成年者の財産を後見人や親族に貸し付ける。
- × 後見人個人名義の口座で未成年者の財産を管理する。
- × 未成年者の世話をしない。
- × 家庭裁判所の指示に従わず、財産目録等を提出しない。 …など

後見人が未成年者の財産を自分のために使うなどして、未成年者に損害を与えたときは、**損害賠償責任や業務上横領の罪などの刑事責任を問われる**ことがあります。

## 管内支部所在地一覧

裁 判 所	所 在 地	管 轄 区 域
大阪家庭裁判所	〒540-0008 大阪府中央区大手前4-1-13 電06-6943-5321	大阪市, 池田市, 箕面市, 豊中市, 吹田市, 摂津市, 茨木市, 高槻市, 東大阪市, 八尾市, 枚方市, 守口市, 寝屋川市, 大東市, 門真市, 四條畷市, 交野市, 豊能郡, 三島郡
大阪家庭裁判所 堺支部	〒590-0078 堺市堺区南瓦町2-28 電072-223-7001	堺市, 高石市, 大阪狭山市, 富田林市, 河内長野市, 羽曳野市, 松原市, 柏原市, 藤井寺市, 南河内郡
大阪家庭裁判所 岸和田支部	〒596-0042 岸和田市加守町4-27-2 電072-441-6803	岸和田市, 泉大津市, 貝塚市, 和泉市, 泉佐野市, 泉南市, 阪南市, 泉北郡, 泉南郡

大阪府以外に、未成年者の住所地がある場合は、未成年者の住所地を管轄する家庭裁判所の管轄となりますので、当該家庭裁判所までお問い合わせください。

未成年後見人選任・申立てに際してご用意いただく書類等（チェック表）

	必要書類	摘要	備 考	申立人 チェック	裁判所 チェック
1	手続費用	収入印紙 郵便切手	未成年者 <b>1人につき800円</b>  合計 <b>2990円</b> （内訳：500円×2枚，100円×5枚，84円×10枚，63円×5枚，20円×10枚，10円×10枚，5円×5枚，1円×10枚） <b>※候補者が1人増すごとに郵券500円×2枚追加</b>		
2	申立書		記載例を参考にして記載してください。 <b>※未成年者が複数いる場合は、「未成年後見人選任申立書の継続用紙」を必要な人数分コピーして、記載してください。</b>		
3	申立事情説明書		記載例を参考にして記載してください。		
4	戸籍謄本 (除籍謄本)	申立人	親族以外の利害関係人は利害関係を示す資料		
		未成年者			
		親権者 候補者	所在不明の場合には戸籍謄本及び戸籍附票		
5	住民票	未成年者	<b>※個人番号(マイナンバー)表示のないもの</b> 戸籍附票でも可		
		候補者	世帯全員の記載があるもの <b>※個人番号(マイナンバー)表示のないもの</b>		
6	生活状況に関する資料	未成年者	学校の通知表，保育所の連絡帳，母子手帳等の資料の写し		
7	親族関係図	親 族	記載例を参考にして記載してください。		
8	財産目録	未成年者	未成年者の財産について記載してください。		
9	相続財産目録	未成年者	未成年者が相続する財産等がある場合に記載してください。		
10	収支予定表	未成年者	未成年者の収入と支出について記載してください。		
11	財産関係の資料のコピー	未成年者	① 未成年者の資産を証する資料 預貯金通帳，土地建物登記簿謄本，固定資産税評価証明書，生命保険証書等 ② 未成年者の収入を証する資料 年金額決定通知書，年金証書，確定申告書，給与明細書等 ③ 未成年者の支出を証する資料 納税通知書，保険料通知書や家賃，授業料，医療費等が分かる振込証や領収証等 ④ 未成年者の負債を証する資料 奨学金，金銭消費貸借契約書，返済明細書等 ⑤ その他		
12	未成年後見人候補者事情説明書	候補者	記載例を参考にして記載してください。 候補者が複数いる場合は，人数分コピーして作成してください。		
13	同意書	未成年者の親族	<b>本件に同意されている</b> ①未成年者と同居している親族と②未成年者の18歳以上の兄弟姉妹の方々が記載してください(用紙は必要な人数分をコピーしてください。)		
<b>【以下は，事案により，提出をお願いすることがあるものです。】</b>					
14	改製原戸籍謄本など		申立人と未成年者の身分関係が確認できないとき等に提出をお願いすることがあります。		
15	その他		事案により，親権者の方の診断書や搜索願届出証明等の提出をお願いすることがあります。		

※戸籍，住民票について共通のものにそれぞれが記載されているときは1通で結構です。  
 ※未成年者が複数いる場合は，申立事情説明書，財産目録，収支予定表の用紙を人数分コピーして作成してください。